

## 任意団体 space for children かけはし 会則

(名称)

第1条 この会は、任意団体 **space for children かけはし** (以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、0歳以上の支援の必要性を感じる子どもたちに、未来に希望を持って生きていけるサポート活動を行うことで、子どもたちを中心に据えた助け合いにより、地域社会が活性化していくことに寄与することを目的とし、令和4年4月1日設立する。

(活動の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- (1) 子どもの居場所かけはし事業
- (2) 未来を描くサポート事業
- (3) 子どもたちの世界を広げる事業
- (4) その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の活動を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、代表に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 4,000円
- (2) 賛助会員 3,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人

- (2) 副代表 2人
- (3) 理事 6人（代表及び副代表を含む。）
- (4) 会計 1人（副代表のうち1人が兼務する。）
- (5) 総務 1人（副代表のうち1人が兼務する。）
- (6) 監事 1人  
（選任）

第10条 役員は理事会において、会員の中から選任する。

- 2 監事は代表、副代表、会計及び総務を兼ねることはできない。

（職務）

第11条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。
- 5 監事は、会の活動及び会計を監査する。

（解任）

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（任期）

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

（総会）

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 報告及び決算
- (4) 計画及び予算
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（開催）

第15条 総会は、代表が招集する。

- 2 通常総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の3分の1以上から請求があったとき。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面もしくは電磁的表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が【署名押印 記名押印 記名押印又は署名】しなければならない。

(議事録の公開)

第21条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(役員会)

第22条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第23条 代表は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 24 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 25 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 26 条 この会則は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この会則は、令和 6 年 4 月 26 日から施行する。